官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○保健師助産師看護師法施行規則の一部を改正する省令（**厚生労働**二六）　二
〔**法規的告示**〕
○国土交通大臣が設置し、及び管理する空港の使用料に関する告示の一部を改正する告示（**国土交通**三九四）　二
○船員職業安定法施行規則の規定により許可申請書の記載事項等を定める件の一部を改正する告示（**同**三九五）　二
〔**その他告示**〕
○東日本大震災復興特別区域法第四十四条第一項に規定する指定金融機関を指定した件（**復興庁**一～六）　三
○離島振興法の規定に基づき、離島振興対策実施地域の一部を解除する件（**総務・農林水産・国土交通**一）　三
○アルメニア共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とアルメニア共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**外務**九四）　四
○アルメニア共和国におけるナゴルノ・カラバフからの避難民及びホストコミュニティのための強靭性のある営農促進計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の書簡の交換に関する件（**同**九五）　四
○ウズベキスタン共和国におけるアラル海地域における水資源ガバナンス及び気候変動に対する強靭性強化計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の書簡の交換に関する件（**同**九六）　四
○キルギス共和国における農産物バリューチェーン強化計画のための贈与に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件（**同**九七）　四
○寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件の一部を改正する件（**財務**七六）　五
○史跡を管理すべき地方公共団体を指定する件（**文化庁**五～七）　五
○名勝を管理すべき地方公共団体を指定する件（**同**八）　五
○天然記念物を管理すべき地方公共団体を指定する件（**同**九）　五
○登録記念物を管理すべき地方公共団体を指定する件（**同**一〇）　五
○保安林の指定をする件（**農林水産**三九六～四〇三）　七
○森林病害虫等防除法第三条第一項の規定に基づき、同項第一号に掲げる命令をする等の件（**同**四〇四）　七
○森林病害虫等防除法第三条第一項の規定に基づき、同項第四号に掲げる命令をする等の件（**同**四〇五）　七
○森林病害虫等防除法第三条第二項の規定に基づき、特別伐倒駆除を命令する等の件（**同**四〇六）　八
○地すべり防止区域を追加指定する件（**同**四〇七）　八
○高速自動車国道に関する件（**国土交通**三九六）　八
〔**国会事項**〕
〔**人事異動**〕
警察庁　最高裁判所　八
〔**官庁報告**〕
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　九
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配五〇）　一〇
〔**資　料**〕
令和八年一月中国際収支状況（速報）（財務省）　一二
〔**公　告**〕
諸事項
官庁
公示送達、建設業の許可の取消処分、建築基準適合判定資格者に対する処分関係　一三
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生、所有者不明関係　二九
会社その他　三

省　令

○厚生労働省令第二十六号

保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第三十七条の四並びに第四十二条の六第一項及び第二項の規定に基づき、保健師助産師看護師法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月十九日

厚生労働大臣　上野賢一郎

保健師助産師看護師法施行規則の一部を改正する省令

保健師助産師看護師法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第四章　雑則	（新設）
（権限の委任）	
第三十五条　法第四十二条の六第一項の規定により、法第四十二条の四第一項に規定する厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が当該権限を自ら行うことを妨げない。	（新設）
2　法第四十二条の六第二項の規定により、前項に規定する権限は、地方厚生支局長に委任する。ただし、地方厚生局長が当該権限を自ら行うことを妨げない。	

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

法規的告示

○国土交通省告示第三百九十四号

空港管理規則（昭和二十七年運輸省令第四十四号）第十一条の規定に基づき、国土交通大臣が設置し、及び管理する空港の使用料に関する告示の一部を改正する告示を次のように定め、令和八年四月一日から適用する。

令和八年三月十九日

国土交通大臣　金子　恭之

国土交通大臣が設置し、及び管理する空港の使用料に関する告示の一部を改正する告示

国土交通大臣が設置し、及び管理する空港の使用料に関する告示（昭和四十五年運輸省告示第七十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
国土交通大臣が設置し、及び管理する空港（空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港をいう。以下同じ。）のうち、民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成二十五年法律第六十七号）第二条第五項に規定する国管理空港特定運営事業に係るもの以外のものの使用料の額及び支払方法は、次のとおりとする。 一　使用料の額（消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第七条の規定により消費税を免除することとされた航空機にあつては㈠及び㈡に規定する金額並びに㈢に規定する金額を一・一〇で除した金額（ただし、㈣の適用のある場合にあつては、その金額）とし、それ以外の航空機にあつては㈠、㈡及び㈣コに規定する金額にそれぞれ一・一〇を乗じた金額並びに㈢に規定する金額（ただし、㈣アからケの適用のある場合にあつては、その金額）とする。） ㈠・㈡　（略） ㈢　保安料 ア　離陸した空港の使用料金として、他人の需要に応じ、有償で旅客の運送を行うジェット機について、有償で運送された旅客数に五百五十円の料金率を適用して計算して得た金額とする。 イ　（略） ㈣　（略） 二・三　（略）	国土交通大臣が設置し、及び管理する空港（空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港をいう。以下同じ。）のうち、民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成二十五年法律第六十七号）第二条第五項に規定する国管理空港特定運営事業に係るもの以外のものの使用料の額及び支払方法は、次のとおりとする。 一　使用料の額（消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第七条の規定により消費税を免除することとされた航空機にあつては㈠及び㈡に規定する金額並びに㈢に規定する金額を一・一〇で除した金額（ただし、㈣の適用のある場合にあつては、その金額）とし、それ以外の航空機にあつては㈠、㈡及び㈣コに規定する金額にそれぞれ一・一〇を乗じた金額並びに㈢に規定する金額（ただし、㈣アからケの適用のある場合にあつては、その金額）とする。） ㈠・㈡　（略） ㈢　保安料 ア　離陸した空港の使用料金として、他人の需要に応じ、有償で旅客の運送を行うジェット機について、有償で運送された旅客数に二百五十円の料金率を適用して計算して得た金額とする。 イ　（略） ㈣　（略） 二・三　（略）

○国土交通省告示第三百九十五号

船員法等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十二号）の施行に伴い、及び船員職業安定法施行規則（昭和二十三年運輸省令第三十二号）第十六条の規定に基づき、船員職業安定法施行規則の規定により許可申請書の記載事項等を定める件の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年三月十九日

国土交通大臣　金子　恭之

船員職業安定法施行規則の規定により許可申請書の記載事項等を定める件の一部を改正する告示

船員職業安定法施行規則の規定により許可申請書の記載事項等を定める件（昭和二十四年運輸省告示第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

一　船員職業安定法施行規則（以下「規則」という。）第十三条第一項に規定する無料の船員職業紹介事業を行おうとする者が提出すべき許可申請書の記載事項は、次のとおりとする。

イ～ヘ　（略）

ト　取扱職務等の範囲

二　規則第十六条に規定する無料船員職業紹介許可事業者の備え付けるべき帳簿書類は、次のとおりとする。

イ　求人票

ロ　求職票

ハ　（略）

三　（略）

四　規則第二十条第五項に規定する船員募集報告書の様式は、第一号様式とする。

五　規則第二十三条第一項に規定する無料の船員労務供給事業を行おうとする労働組合等が提出すべき許可申請書の記載事項は、次のとおりとする。

イ～チ　（略）

六　規則第二十三条第六項に規定する無料船員労務供給事業者の備え付けるべき帳簿書類は、次のとおりとする。

イ　労働組合等労務者名簿（様式は、第二号様式とする。）

ロ　組合員等供給就労日誌（様式は、第三号様式とする。）

ハ　労働組合等就労者押印簿（様式は、第四号様式とする。）

ニ　（略）

別表第一及び別表第二を削り、別表第三を第一号様式とし、別表第四を第二号様式とし、別表第五を第三号様式とし、別表第六を第四号様式とする。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第一号トの改正規定は、船員法等の一部を改正する法律の施行の日（同年五月十三日）から施行する。

（経過措置）

2　この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

改正前

一　船員職業安定法施行規則（以下「規則」という。）第十三条第一項に規定する無料の船員職業紹介事業を行おうとする者が提出すべき許可申請書の記載事項は、次のとおりとする。

イ～ヘ　（略）

ト　取扱職種の範囲等

二　規則第十六条に規定する無料船員職業紹介許可事業者の備えつけるべき帳簿書類は、次のとおりとする。

イ　求人票（様式は別表第一とする。）

ロ　求職票（様式は別表第二とする。）

ハ　（略）

三　（略）

四　規則第二十条第五項に規定する船員募集報告書の様式は、別表第三とする。

五　規則第二十三条第一項に規定する船員労務供給事業を行おうとする労働組合等が提出すべき許可申請書の記載事項は、次のとおりとする。

イ～チ　（略）

六　規則第二十三条第六項に規定する無料船員労務供給事業者の備えつけるべき帳簿書類は、次のとおりとする。

イ　労働組合等労務者名簿（様式は別表第四とする。）

ロ　組合員等供給就労日誌（様式は別表第五とする。）

ハ　労働組合等就労者押印簿（様式は別表第六とする。）

ニ　（略）

その他告示

○復興庁告示第一号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、令和八年一月三十日付けで認定した復興推進計画（石巻市復興推進計画（認定番号宮城第九十七号））に係る指定金融機関を令和八年三月三日付けで次のとおり指定したので、告示する。

令和八年三月十九日

内閣総理大臣　高市　早苗

一　名称　株式会社三井住友銀行

二　住所　東京都千代田区丸の内一丁目一番二号

○復興庁告示第二号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、令和八年一月三十日付けで認定した復興推進計画（石巻市復興推進計画（認定番号宮城第九十七号））に係る指定金融機関を令和八年三月三日付けで次のとおり指定したので、告示する。

令和八年三月十九日

内閣総理大臣　高市　早苗

一　名称　株式会社りそな銀行

二　住所　大阪市中央区備後町二丁目二番一号

○復興庁告示第三号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、令和八年一月三十日付けで認定した復興推進計画（石巻市復興推進計画（認定番号宮城第九十七号））に係る指定金融機関を令和八年三月三日付けで次のとおり指定したので、告示する。

令和八年三月十九日

内閣総理大臣　高市　早苗

一　名称　株式会社七十七銀行

二　住所　仙台市青葉区中央三丁目三番二十号

○復興庁告示第四号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、令和八年一月三十日付けで認定した復興推進計画（南相馬市復興推進計画（認定番号福島第百五十一号））に係る指定金融機関を令和八年三月三日付けで次のとおり指定したので、告示する。

令和八年三月十九日

内閣総理大臣　高市　早苗

一　名称　株式会社七十七銀行

二　住所　仙台市青葉区中央三丁目三番二十号

○復興庁告示第五号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、令和八年一月三十日付けで認定した復興推進計画（南相馬市復興推進計画（認定番号福島第百五十一号））に係る指定金融機関を令和八年三月三日付けで次のとおり指定したので、告示する。

令和八年三月十九日

内閣総理大臣　高市　早苗

一　名称　株式会社東邦銀行

二　住所　福島市大町三番二十五号

○復興庁告示第六号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、令和八年一月三十日付けで認定した復興推進計画（南相馬市復興推進計画（認定番号福島第百五十一号））に係る指定金融機関を令和八年三月三日付けで次のとおり指定したので、告示する。

令和八年三月十九日

内閣総理大臣　高市　早苗

一　名称　株式会社常陽銀行

二　住所　茨城県水戸市南町二丁目五番五号

○総務省
国土交通省
農林水産省告示第一号

離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定に基づき、離島振興対策実施地域の指定を令和八年四月一日付けで次のとおり一部解除することとしたので、同条第二項の規定に基づき公示する。

令和八年三月十九日

総務大臣　林　芳正
農林水産大臣　鈴木　憲和
国土交通大臣　金子　恭之

地域名	県名	指定解除地域	備考
牡鹿諸島	宮城県	牡鹿郡女川町出島	昭和三十二年八月十六日総理府告示第三百七十九号をもって公示した出島を解除する。

○外務省告示第九十四号

令和七年九月二十九日にエレバンで、アルメニア共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がアルメニア共和国政府との間に行われた。

この交換公文は、令和七年十二月三十日に効力を生じた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入
2　贈与額　二億五千万円
3　署名者
日　本　側　青木豊在アルメニア大使
アルメニア側　ハンバルツム・マテヴォシャン環境大臣

令和八年三月十九日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第九十五号

令和八年二月十七日にエレバンで、アルメニア共和国におけるナゴルノ・カラバフからの避難民及びホストコミュニティのための強靱性のある営農促進計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合開発計画との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　ナゴルノ・カラバフからの避難民及びホストコミュニティのための強靱性のある営農促進計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　八億二千五百万円
3　署名者
日　本　側　青木豊在アルメニア大使
国際連合開発計画側　ナティア・ナツヴリシュヴィリ在アルメニア事務所代表

令和八年三月十九日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第九十六号

令和八年二月二十七日にタシケントで、ウズベキスタン共和国におけるアラル海地域における水資源ガバナンス及び気候変動に対する強靱性強化計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合開発計画との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　アラル海地域における水資源ガバナンス及び気候変動に対する強靱性強化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　七億二千万円
3　署名者
日　本　側　平田健治在ウズベキスタン大使
国際連合開発計画側　藤井明子在ウズベキスタン事務所常駐代表

令和八年三月十九日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第九十七号

令和八年二月十九日にビシュケクで、キルギス共和国における農産物バリューチェーン強化計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　農産物バリューチェーン強化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　七億千六百万円
3　贈与の供与期限　令和九年二月二十八日
4　署名者
日　本　側　平野隆一在キルギス大使
世界食糧計画側　中井恒二郎在キルギス事務所代表兼事務所長

令和八年三月十九日

外務大臣　茂木　敏充

○財務省告示第七十六号

所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第七十八条第二項第二号及び法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第三十七条第三項第二号の規定に基づき、寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件（昭和四十年五月大蔵省告示第百五十九号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月十九日

財務大臣　片山さつき

別表公益社団法人二〇二七年国際園芸博覧会協会（神奈川県横浜市中区住吉町一丁目十三番地松村ビル本館）の項中「令和八年三月二十二日」を「令和九年三月二十二日」に改める。

○文化庁告示第五号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十三条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡を管理すべき地方公共団体として、同表の下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

令和八年三月十九日

文化庁長官　都倉　俊一

上欄		下欄
名称	指定告示	地方公共団体名
出羽金沢城跡	令和八年文部科学省告示第二十号	横手市（秋田県）
大桑城跡	令和八年文部科学省告示第二十号	山県市（岐阜県）
因幡国山陰道跡	令和八年文部科学省告示第二十号	鳥取市（鳥取県）
羽衣石城跡 附十万寺城跡 番城城跡	令和八年文部科学省告示第二十号	湯梨浜町（鳥取県）
野中廃寺跡	令和八年文部科学省告示第二十号	南国市（高知県）
築瀬二子塚古墳	平成三十年文部科学省告示第百八十九号及び令和八年文部科学省告示第十八号	安中市（群馬県）
夕田墳墓群	令和四年文部科学省告示第百四十一号及び令和八年文部科学省告示第十八号	富加町（岐阜県）
新宮城跡 附水野家墓所	平成十五年文部科学省告示第百三十七号及び令和八年文部科学省告示第十八号	新宮市（和歌山県）

○文化庁告示第六号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十三条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡の指定地域のうち、鹿児島県大島郡和泊町及び鹿児島県大島郡知名町の区域に属する部分を管理すべき地方公共団体として、同表の下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

令和八年三月十九日

文化庁長官　都倉　俊一

上欄	下欄	
名称	指定告示	地方公共団体名
沖永良部島古墓群 世之主の墓 新城花窪ニャートゥ墓 屋者ガジマル墓 アーニマガヤトゥール墓	令和八年文部科学省告示第二十号	和泊町（鹿児島県） 知名町（鹿児島県）

○文化庁告示第七号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十三条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡の指定地域のうち、三重県度会郡玉城町及び三重県多気郡多気町の区域に属する部分を管理すべき地方公共団体として、同表の下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

令和八年三月十九日

文化庁長官　都倉　俊一

上欄	下欄	
名称	指定告示	地方公共団体名
熊野参詣道 紀伊路 中辺路 大辺路 小辺路 伊勢路 熊野川 七里御浜 花の窟	平成十二年文部省告示第百六十五号、平成十四年文部科学省告示第二百七号、平成二十四年文部科学省告示第十一号、平成二十七年文部科学省告示第百七十二号、平成二十八年文部科学省告示第三十五号、平成三十年文部科学省告示第十八号、令和四年文部科学省告示第百四十四号及び令和八年文部科学省告示第十八号	玉城町（三重県） 多気町（三重県）

○文化庁告示第八号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十三条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる名勝を管理すべき地方公共団体として、同表の下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

令和八年三月十九日

文化庁長官　都倉　俊一

上欄	下欄	
名称	指定告示	地方公共団体名
静川園	令和八年文部科学省告示第二十二号	中泊町（青森県）

○文化庁告示第九号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十三条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる天然記念物を管理すべき地方公共団体として、同表の下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

令和八年三月十九日

文化庁長官　都倉　俊一

上欄	下欄	
名称	指定告示	地方公共団体名
甑島片野浦のカノコユリ群落	令和八年文部科学省告示第二十四号	薩摩川内市（鹿児島県）

○文化庁告示第十号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百三十三条において準用する第百十三条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる登録記念物を管理すべき地方公共団体として、同表の下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同法第百三十三条において準用する第百十三条第三項の規定に基づき告示する。

令和八年三月十九日

文化庁長官　都倉　俊一

上欄	下欄	
名称	登録告示	地方公共団体名
ウトノアナ・ゼゼノサマ	令和八年文部科学省告示第二十五号	豊後高田市（大分県）

○農林水産省告示第三百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年三月十九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　熊本県球磨郡五木村甲字下梶原四二八二の一、四二八二の四、四二八六の一、四二九一の一、四三三三の三、字梶原四四七三の一、四五三一の一四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び五木村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年三月十九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　熊本県山鹿市鹿北町椎持字八尻二七一、二七一の二・二七二・二七七（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字八尻二七一（次の図に示す部分に限る。）、二七一の二、二七二、二七七
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年三月十九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　熊本県玉名郡南関町大字四ツ原字小代三一六八の三一四、三一六八の三一五、三一六八の五七二、三一六八の五七三
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字小代三一六八の三一四・三一六八の三一五・三一六八の五七三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び南関町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年三月十九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　秋田県大館市白沢字白沢一四〇八の一（次の図に示す部分に限る。）、五二五、五三三の一、一三九〇の一、一三九〇の二、一四〇八の二、一四〇八の三、一八八六
二　指定の目的　水源の涵養（かん）
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び大館市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年三月十九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　秋田県北秋田市七日市字金堀沢口四二の一、四二の四、四二の五、四二の七から四二の一二まで、四二の一五から四二の一八まで、四二の二〇から四二の二四まで、四二の二八から四二の三三まで、四二の三七
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字金堀沢口四二の一・四二の八・四二の九・四二の一八・四二の三〇・四二の三二（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び北秋田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年三月十九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　秋田県由利本荘市館前字天神坂ノ下三六の三
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を秋田県庁及び由利本荘市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年三月十九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　富山県南砺市池田字千谷川二六七六、二六七七の二、大島字中尾二九五の一、三〇二、香城寺字有縁寺六三、六四、九八の一、九九、一〇〇
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県庁及び南砺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年三月十九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　福岡県北九州市門司区大字黒川字中ノ迫二一一、二一三、二一六、二一九から二二一まで、門司区黒川西二丁目二二二、二二七の一、二二八の一（次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字中ノ迫二一一・二一三・二一六・二二〇・二二一（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、黒川西二丁目二二七の一（次の図に示す部分に限る。）、二二八の一
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百四号

森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第三条第一項の規定に基づき、同項第一号に掲げる命令をするので、同条第五項の規定に基づき、当該命令に係る事項を次のように公表する。

令和八年三月十九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　区域及び期間

㈠　区域

次の表の区域内にある松林の区域のうち次のとおりとする。

都道府県名	市町村名
岩手県	盛岡市、一関市、陸前高田市、二戸郡一戸町、紫波郡紫波町及び矢巾町
宮城県	気仙沼市
新潟県	佐渡市

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を林野庁森林整備部研究指導課、関係県庁、関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

㈡　期間

令和八年四月十四日から令和九年三月二十日まで

二　森林病害虫等の種類

松くい虫

三　行うべき措置の内容

松くい虫が付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木の伐倒及び薬剤による防除又は当該樹木の伐倒及びはく皮並びに松くい虫及びその付着している枝条及び樹皮の焼却を行わなければならない。

四　命令をしようとする理由

一の㈠に定める区域の松林において、松くい虫による被害が発生しており、今後、松くい虫が異常にまん延し、当該区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあると認められるため。

五　その他必要な事項

㈠　三に定める措置を行うに当たっては、森林害虫防除員の指示に従わなければならない。

㈡　三に定める措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに、当該措置を行った樹木の所在する地域を管轄する県知事を経由して、農林水産大臣にその旨を届け出なければならない。ただし、㈢により損失補償の申請書を提出する場合は、この限りでない。

㈢　三に定める措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに、当該措置を行った樹木の所在する地域を管轄する県知事を経由して農林水産大臣に提出しなければならない。農林水産大臣は、損失補償の申請があったときは、当該申請をした者が当該措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

㈣　農林水産大臣は、三に定める措置を行うべき者が一の㈡に定める期間内に当該措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことができる。

㈤　農林水産大臣は、㈣の措置を行った場合において、その要した費用の額が、三に定める措置を行うべき者が自ら当該措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

○農林水産省告示第四百五号

森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第三条第一項の規定に基づき、同項第四号に掲げる命令をするので、同条第五項の規定に基づき、当該命令に係る事項を次のように公表する。

令和八年三月十九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　区域及び期間

㈠　区域

次の表の区域内にある松林の区域のうち次のとおりとする。

都道府県名	市町村名
岩手県	大船渡市、陸前高田市
宮城県	気仙沼市
秋田県	能代市、にかほ市、山本郡三種町及び八峰町
山形県	飽海郡遊佐町
新潟県	佐渡市

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を林野庁森林整備部研究指導課、関係県庁、関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

㈡　期間

令和八年四月十四日から令和九年三月二十日まで

二　森林病害虫等の種類

松くい虫

三　行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木に対し、薬剤による防除を行わなければならない。

四　命令をしようとする理由

一の㈠に定める区域の松林において、松くい虫による被害が発生しており、今後、松くい虫が異常にまん延し、当該区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあると認められるため。

五　その他必要な事項

㈠　三に定める措置を行うに当たっては、森林害虫防除員の指示に従わなければならない。

㈡　三に定める措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに、当該措置を行った樹木の所在する地域を管轄する県知事を経由して、農林水産大臣にその旨を届け出なければならない。ただし、㈢により損失補償の申請書を提出する場合は、この限りでない。

㈢　三に定める措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに、当該措置を行った樹木の所在する地域を管轄する県知事を経由して農林水産大臣に提出しなければならない。農林水産大臣は、損失補償の申請があったときは、当該申請をした者が当該措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

㈣　農林水産大臣は、三に定める措置を行うべき者が一の㈡に定める期間内に当該措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことができる。

㈤　農林水産大臣は、㈣の措置を行った場合において、その要した費用の額が、三に定める措置を行うべき者が自ら当該措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

○農林水産省告示第四百六号

森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第三条第二項の規定に基づき、特別伐倒駆除を命令するので、同条第五項の規定に基づき、当該命令に係る事項を次のように公表する。

令和八年三月十九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　区域及び期間

㈠　区域

次の表の区域内にある松林の区域のうち次のとおりとする。

都道府県名	市町村名
岩手県	大船渡市
宮城県	気仙沼市
秋田県	能代市、にかほ市、山本郡三種町及び八峰町
山形県	飽海郡遊佐町

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を林野庁森林整備部研究指導課、関係県庁、関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

㈡　期間

令和八年四月十四日から令和九年三月二十日まで

二　森林病害虫等の種類

松くい虫

三　行うべき措置の内容

高度公益機能森林又は被害拡大防止森林において、松くい虫が付着している樹木の存する松林を所有し、又は管理する者は、当該樹木の伐倒及び破砕又は当該樹木の伐倒及び焼却を行わなければならない。

四　命令をしようとする理由

一の㈠に定める区域の松林において、松くい虫による被害が発生しており、今後、松くい虫が異常にまん延し、当該区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあると認められるため。

五　その他必要な事項

㈠　三に定める措置を行うに当たっては、森林害虫防除員の指示に従わなければならない。

㈡　三に定める措置のうち破砕を行う場合は、破砕後の木片の厚さが六ミリメートル（木材チッパーにより破砕を行う場合にあっては、十五ミリメートル）以下となるように破砕を行わなければならない。

㈢　三に定める措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに、当該措置を行った樹木の所在する地域を管轄する県知事を経由して、農林水産大臣にその旨を届け出なければならない。ただし、㈣により損失補償の申請書を提出する場合は、この限りでない。

㈣　三に定める措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに、当該措置を行った樹木の所在する地域を管轄する県知事を経由して農林水産大臣に提出しなければならない。農林水産大臣は、損失補償の申請があったときは、当該申請をした者が当該措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

㈤　農林水産大臣は、三に定める措置を行うべき者が一の㈡に定める期間内に当該措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことができる。

㈥　農林水産大臣は、㈤の措置を行った場合において、その要した費用の額が、三に定める措置を行うべき者が自ら当該措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

○農林水産省告示第四百七号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に追加指定する。

令和八年三月十九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

福岡県味見地すべり防止区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱三号までを順次結んだ線及び標柱三号から左回りに味見地すべり防止区域（昭和四十八年三月三十日農林省告示第七百四十九号）の境界線に沿って標柱一号に至る線に囲まれた区域

福岡県京都郡みやこ町勝山浦河内

字セト　八一〇番　標柱一号（味見地すべり防止区域標柱三号を標柱一号とする。）

字イノ原　六八四番　標柱二号

字中ツカ　七四六番一〇　標柱三号（同区域標柱五号を標柱三号とする。）

○国土交通省告示第三百九十六号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月十九日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和八年三月十九日

国土交通大臣　金子　恭之

路線名　供用開始の区間　供用開始の期日

関越自動車道　佐久市下平尾字万助久保二三三八番一　令和八年三月十九日十時

上越線

国会事項

衆議院

要求書受領

三月十七日、内閣から、人事官に菅原晶子を任命したいので、国家公務員法第五条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、公正取引委員会委員に若林亜理砂及び矢尾和子を任命したいので、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第二十九条第二項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、国家公安委員会委員に佐古和惠を任命したいので、警察法第七条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、サイバー通信情報監理委員会委員長に近藤宏子を、同委員に新井悠、田邊國昭、上沼紫野及び福田健介を任命したいので、重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律第五十条第三項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、情報公開・個人情報保護審査会委員に市木政昭、石川千晶（勝丸千晶）及び大江裕幸を任命したいので、情報公開・個人情報保護審査会設置法第四条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、日本銀行政策委員会審議委員に佐藤綾野及び浅田統一郎を任命したいので、日本銀行法第二十三条第二項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、労働保険審査会委員に飯島淳子及び永野仁美を任命したいので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第二十七条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、中央社会保険医療協議会公益委員に菅原琢磨及び井深陽子を任命したいので、社会保険医療協議会法第三条第六項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、社会保険審査会委員長に髙橋議を、同委員に鈴木ひろみ（田村ひろみ）を任命したいので、社会保険審査会法第二十二条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、運輸審議会委員に二村真理子を任命したいので、国土交通省設置法第十八条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、公害健康被害補償不服審査会委員に山下直美を任命したいので、公害健康被害の補償等に関する法律第百十三条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

議案提出

三月十七日内閣から提出した議案は次のとおりである。

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案

農林中央金庫法の一部を改正する法律案

農業近代化資金融通法の一部を改正する法律案

令和六年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）

令和六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）

令和七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）

質問書提出

三月十七日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

在日米軍基地従業員の給与支払日に関する質問主意書（早稲田ゆき提出）

報告書受領

三月十七日内閣から次の報告書を受領した。

独立行政法人通則法第六十条第二項の規定に基づく令和八年行政執行法人の常勤職員数に関する報告

参議院

議案受領（予備審査）

三月十七日内閣から次の議案が送付された。

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案（閣法第二七号）

農林中央金庫法の一部を改正する法律案（閣法第二八号）

農業近代化資金融通法の一部を改正する法律案（閣法第二九号）

令和六年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

令和六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

令和七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）

質問主意書提出

三月十七日議員から次の質問主意書が提出された。

集団殺害犯罪の防止及び処罰に関する条約の批准等に関する質問主意書（伊勢崎賢治提出）（第一七号）

陸上自衛隊健軍駐屯地におけるミサイル配備及び保安距離の確保に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第一八号）

答弁書受領

三月十七日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員高良沙哉提出島嶼地域における国民保護と国防政策の併存に起因する制度的課題に関する質問に対する答弁書（第六号）

参議院議員石垣のりこ提出提出が遅れた令和八年度予算の年度内成立を求めることと三権分立との関係に関する質問に対する答弁書（第七号）

参議院議員石垣のりこ提出社会保障国民会議の法的根拠及び議事録等の保存に関する質問に対する答弁書（第八号）

要求書受領

三月十七日内閣から、左記の者を人事官に任命したいので、国家公務員法第五条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（四月十八日任期満了の伊藤かつらの後任）　菅原　晶子

また、同日内閣から、左記の者を公正取引委員会委員に任命したいので、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第二十九条第二項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（四月一日定年退官の青木玲子の後任）　若林亜理砂

（二月二十一日任期満了の三村晶子の後任）　矢尾　和子

また、同日内閣から、左記の者を国家公安委員会委員に任命したいので、警察法第七条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（二月二十一日任期満了の宮崎緑の後任）　佐古　和惠

また、同日内閣から、左記の者をサイバー通信情報監理委員会委員長及び同委員に任命したいので、重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律第五十条第三項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（委員長）　近藤　宏子

（委員）　新井　悠

（同）　田邊　國昭

（同）　上沼　紫野

（同）　福田　健介

また、同日内閣から、左記の者を情報公開・個人情報保護審査会委員に任命したいので、情報公開・個人情報保護審査会設置法第四条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（三月三十一日任期満了の藤谷俊之の後任）　市木　政昭

（同日任期満了による再任）　石川　千晶

（勝丸　千晶）

（同日任期満了の磯部哲の後任）　大江　裕幸

また、同日内閣から、左記の者を日本銀行政策委員会審議委員に任命したいので、日本銀行法第二十三条第二項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（六月二十九日任期満了の中川順子の後任）　佐藤　綾野

（三月三十一日任期満了の野口旭の後任）　浅田統一郎

また、同日内閣から、左記の者を労働保険審査会委員に任命したいので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第二十七条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（六月三十日任期満了の金岡京子の後任）　飯島　淳子

（二月十五日任期満了の嵩さやかの後任）　永野　仁美

また、同日内閣から、左記の者を中央社会保険医療協議会公益委員に任命したいので、社会保険医療協議会法第三条第六項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（三月一日任期満了の小塩隆士の後任）　菅原　琢磨

（四月七日任期満了の永瀬伸子の後任）　井深　陽子

また、同日内閣から、左記の者を社会保険審査会委員長及び同委員に任命したいので、社会保険審査官及び社会保険審査会法第二十二条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（三月十三日任期満了による再任）（委員長）　髙橋　譲

（四月一日任期満了による再任）（委員）　鈴木ひろみ

（田村ひろみ）

また、同日内閣から、左記の者を運輸審議会委員に任命したいので、国土交通省設置法第十八条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（二月十五日任期満了による再任）　二村真理子

また、同日内閣から、左記の者を公害健康被害補償不服審査会委員に任命したいので、公害健康被害の補償等に関する法律第百十三条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（三月三十一日任期満了による再任）　山下　直美

報告書受領

三月十七日内閣から、独立行政法人通則法第六十条第二項の規定に基づく令和八年行政執行法人の常勤職員数に関する報告を受領した。

人事異動

警察庁

（中部管区警察局情報通信部長）

警察庁技官　志賀　康男

警察庁長官官房通信基盤課長を命ずる

（警察庁警備局警備運用部警備第二課警護指導室長）警視長　杤谷　貴美

警察庁刑事局組織犯罪対策部国際捜査管理官を命ずる

（警察庁長官官房通信基盤課長）
警察庁技官　高尾　健一
東北管区警察局情報通信部長を命ずる
（中国四国管区警察局情報通信部長）同　喜納　兼之
中部管区警察局情報通信部長を命ずる
（広島県情報通信部長）同　河石　勇
中国四国管区警察局情報通信部長を命ずる（以上二月二十七日）

最高裁判所

高等裁判所長官　村田　斉志
大阪高等裁判所長官に補する
長野地方裁判所判事兼長野家庭裁判所判事・長野簡易裁判所判事　林　俊之
東京高等裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
東京簡易裁判所判事に補する
東京地方裁判所判事・東京簡易裁判所判事　朝倉　佳秀
長野地方裁判所判事に補する
長野地方裁判所長を命ずる
兼ねて長野家庭裁判所判事に補する
長野家庭裁判所長を命ずる
長野簡易裁判所判事に補する
長野簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する
東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事　上村　考由
東京地方裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
水戸家庭裁判所判事兼水戸地方裁判所判事・水戸簡易裁判所判事　鈴木ありさ
東京家庭裁判所判事に補する
最高裁判所事務総局家庭局付を命ずる
東京簡易裁判所判事に補する
千葉地方裁判所判事補兼千葉家庭裁判所判事補・松戸簡易裁判所判事　広嶋　玲哉
東京地方裁判所判事補に補する
最高裁判所事務総局人事局付を命ずる
東京簡易裁判所判事に補する（以上三月九日）
東京地方裁判所判事・東京簡易裁判所判事　開發　礼子
司法研修所教官に充てる（三月十二日）

官庁報告

追録

令和８年１月中国際収支状況（速報）

財　務　省

（単位：億円、％）

項目	１月	前月	前年同月
貿易・サービス収支	－13,157	－2,052	－34,328
（対前年同月比）	（－61.7）	（―）	（53.6）
貿易収支	－6,004	1,349	－29,340
（対前年同月比）	（－79.5）	（149.0）	（97.4）
輸出	90,445	99,433	75,193
（対前年同月比）	（20.3）	（4.5）	（1.9）
輸入	96,448	98,084	104,533
（対前年同月比）	（－7.7）	（3.7）	（17.9）
サービス収支	－7,153	－3,401	－4,988
（対前年同月比）	（43.4）	（―）	（－33.4）
第一次所得収支	27,466	11,894	35,290
（対前年同月比）	（－22.2）	（－4.8）	（17.7）
第二次所得収支	－4,893	－2,554	－4,408
（対前年同月比）	（11.0）	（5.4）	（－5.1）
経常収支	9,416	7,288	－3,446
（対前年同月比）	（―）	（－32.0）	（―）
資本移転等収支	－110	－141	－218
直接投資	14,595	11,098	12,842
証券投資	－95,721	19,241	－34,376
金融派生商品	7,314	11,293	7,918
その他投資	66,201	－42,203	13,741
外貨準備	2,545	7,930	3,214
金融収支	－5,065	7,360	3,339
誤差脱漏	－14,371	212	7,003

（備考）①　四捨五入のため、合計に合わないことがある。

②　金融収支の符号は、＋は純資産（資産－負債）の増加、－は同減少を示す。

公　告

諸　事　項

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年３月19日

中国地方整備局長　杉中　洋一

１　処分をした年月日　令和８年２月25日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社エイムエンジニアリング　佐川　　賢　山口県岩国市関戸１－106－１　国土交通大臣許可（般－３）第22012号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（解体工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　令和８年２月25日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

失踪宣告取消

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

特別清算開始

令和８年（ヒ）第２００８号
東京都千代田区麹町４丁目３番29号　ＶＯＲＴ紀尾井坂６階
清算株式会社　ＵＫ管財株式会社
代表清算人　佐藤　英人
１　決定年月日　令和８年３月９日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（ヒ）第３００７号
大阪市鶴見区諸口５丁目浜８番24号
清算株式会社　株式会社カシ・コーポレーション
代表清算人　田中　昭夫
１　決定年月日　令和８年３月10日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第１００４号
札幌市白石区菊水九条３丁目60番地
清算株式会社　株式会社わかば
代表清算人　藤原　伸哉
１　決定年月日　令和８年３月10日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（ヒ）第１号
茨城県北相馬郡利根町大字横須賀533番地１
清算株式会社　株式会社神原
代表清算人　神原　令子
１　決定年月日　令和８年３月５日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
水戸地方裁判所龍ケ崎支部

令和７年（ヒ）第２０８３号
東京都中央区日本橋２丁目１番14号　日本橋加藤ビルディング６階弁護士法人ＰＬＡＺＡ総合法律事務所内
清算株式会社　南三条管財株式会社
１　決定年月日　令和８年３月９日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第３０２６号
大阪府岸和田市宮本町40番１号
清算株式会社　株式会社ＫＹＯＵＺＩ
１　決定年月日　令和８年３月10日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（ヒ）第１０５号
（本店所在地）和歌山県紀の川市桃山町元123番地の１
清算株式会社　山紀運輸株式会社
代表清算人　三木　京子
１　決定年月日　令和８年３月９日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
和歌山地方裁判所民事部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第２号
千葉県南房総市富浦町福澤785番地７
清算株式会社　株式会社旧房洋堂
代表清算人　長尾　典子
１　決定年月日　令和８年３月５日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
１　弁済の方法
本協定における弁済は、第２（協定債権の弁済及び免除）１⑴に規定のとおり実施しない。ただし、同２に規定する新たな財産が発見され協定債権者に対し支払うべき額が生じる場合には、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。なお、振込手数料は協定債権者の負担とする。
２　協定の実行等
清算株式会社は、第２（協定債権の弁済及び免除）１⑴に規定する協定を実行し可及的速やかに清算結了の手続を行う。
３　解除条件
本協定に対する裁判所の認可決定がなされず、又は裁判所の認可決定が取り消された場合は、本協定に基づくすべての行為は、遡って効力を失う。

第２　協定債権の弁済及び免除

１　協定債権の弁済及び残額の免除

⑴　清算株式会社は、協定債権者に対し、本協定に基づく弁済は行わない。

⑵　清算株式会社は、協定債権者から、協定債権全部（債権元本残高、未収利息及び遅延損害金を含む。）について本協定認可確定の日の翌日にその全額の免除を受ける。

２　前項⑵に規定する債務の全額免除の後清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は直ちにこれを換価して、協定債権者に対し、換価代金額から必要な費用を控除した残額を支払う。この場合、協定債権者の前項⑵による債務の全額免除は新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

以上

千葉地方裁判所館山支部

再生計画認可

再生手続終結

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年四月二日
掲載頁　二頁

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年一月三十日
掲載頁　一四六頁（号外第二十一号）

令和八年三月十九日
東京都港区東新橋二丁目一四番一号
（甲）株式会社ワールドレジデンシャル
代表取締役　桑原伸一郎
宮城県仙台市青葉区中央一丁目八番三八号
（乙）株式会社安金
代表取締役　小貫　一志

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年三月十九日
掲載頁　二頁

（乙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年三月十九日
掲載頁　二頁

令和八年三月十九日
東京都千代田区大手町一丁目三番一号
（甲）クラフト株式会社
代表取締役　山中　修
東京都千代田区大手町一丁目三番一号
（乙）さくら薬局株式会社
代表取締役　山中　修

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://forest.toppan.com/
（乙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年二月二十七日
掲載頁　四頁

令和八年三月十九日
東京都新宿区新宿五丁目一七番五号
（甲）株式会社アロワーズ
代表取締役　大塚　昭彦
東京都千代田区平河町二丁目一六番九号
永田町グラスゲート六階ＡＣＡ株式会社内
（乙）ＡＲＳホールディングス株式会社
代表取締役　三次　幸治

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報
掲載の日付　令和七年十月八日
掲載頁　六十頁（号外第二二五号）

令和八年三月十九日
東京都江東区豊洲二―五―一―一五一三号
（甲）株式会社アテナ
代表取締役　馬場　隆之
東京都江東区豊洲二―五―一―一五一三号
（乙）合同会社ＩＮＣＡＲＮＡＴＥ
代表社員　馬場　隆之

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年一月二十三日
掲載頁　八十四頁（号外第十五号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年一月二十三日
掲載頁　八十四頁（号外第十五号）

令和八年三月十九日
神奈川県横浜市戸塚区川上町九〇番六号
（甲）株式会社ケイテック
代表取締役　高野　匠
神奈川県横浜市戸塚区川上町九〇番六号
（乙）株式会社ケイテックホールディングス
代表取締役　高野　匠

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月二十一日であり、各社の株主総会の承認決議は令和八年四月九日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://premium-water.co.jp/

（乙・丙）

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月十八日

掲載頁　一〇〇頁（号外第一六六号）

令和八年三月十九日

山梨県富士吉田市上吉田四五九七番地の一

（甲）プレミアムウォーター株式会社

代表取締役　金本　彰彦

東京都港区南青山二丁目二七番二五号

（乙）株式会社ＬＵＸＵＲＹ

代表取締役　古谷　啓伍

東京都港区南青山二丁目二七番二五号

（丙）株式会社Ｇｒａｃｅ　ｏｎ

代表取締役　田中　結衣

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年二月二十七日

掲載頁　一一七頁（号外第四十一号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年二月二十七日

掲載頁　一一七頁（号外第四十一号）

令和八年三月十九日

山口県周南市岐山通三丁目七番地

（甲）株式会社五郎丸

代表取締役　長谷川美佳

山口県周南市岐山通三丁目七番地

（乙）株式会社シティブレイン

代表取締役　長谷川美佳

合併公告

左記法人は、合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、令和八年七月二十四日までにお申し出下さい。

令和八年三月十九日

福岡市西区野方七丁目七七〇番地

（甲）医療法人博仁会

理事長　原　道也

福岡市早良区次郎丸二丁目一〇番四三号

（乙）医療法人ＦＡＡおおつかクリニック

理事長　大塚　由美

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年九月二十二日

掲載頁　五十三頁（号外第二一二号）

令和八年三月十九日

熊本県山鹿市鍋田一七八番地一

（甲）株式会社Ｌｉｂ　Ｗｏｒｋ

代表取締役　瀬口　力

横浜市神奈川区鶴屋町三丁目二九番地四

（乙）タクエーホーム株式会社

代表取締役　瀬口　力

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して、甲（分割会社）は、その運営する訪問看護事業（全四事業所）に関する権利義務を乙（承継会社）に承継させることにいたしました。本分割に際して、乙は株式の発行その他の対価の交付を行いません。効力発生日は令和八年五月一日であり、これに先立ち、甲においては令和八年二月二十七日開催の取締役会において、乙においては会社法第七百九十六条第一項の規定に基づき株主総会の承認を得ることなく、それぞれ本分割契約を承認しております。この分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、分割会社の貸借対照表の要旨は、令和七年七月二十四日付官報号外第一六九号第二三二頁に掲載しております。また、承継会社は令和八年三月二日に設立されたため、決算公告の実績はありません。

令和八年三月十九日

埼玉県本庄市寿一丁目二五番一三号

（甲）株式会社ワイグッドケア

代表取締役　山崎　保

埼玉県本庄市寿一丁目二五番一三号

（乙）株式会社ワイグッドナーシング

代表取締役　山崎　保

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により巴開発株式会社（乙、住所北九州市小倉北区下到津一丁目一番一〇号）の遊技場（所在北九州市小倉北区下到津一丁目一番一〇号　名称Ｐ－ＴＯＷＮ８００下到津店）経営事業に関する権利義務及び資産を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、乙の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年四月二十八日

掲載頁　六十九頁（号外第九十五号）

令和八年三月十九日

愛媛県新居浜市高木町三番一三号

合同会社日光商事

代表社員　株式会社日光ホールディングス

職務執行者　川井　祐介

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

組織変更後の商号はライズ株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月十九日

千葉県市川市本行徳一三一八

合同会社リーディング

代表社員　吉田　孝之

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

組織変更後の商号は株式会社ワイケイプランニングとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月十九日

神奈川県川崎市高津区千年二二四番地

合同会社ワイケイプランニング

代表社員　吉田　圭子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月二十一日であり、組織変更後の商号は株式会社エスペレとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月十九日

東京都目黒区目黒一丁目四番一六号目黒Ｇビル七Ｆ

合同会社エスペレ

代表社員　藤崎　学

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月十九日

東京都中央区勝どき四丁目六－一

合同会社ライズ

代表社員　株式会社Ｃｈｉ－Ｆｕｌｌ

職務執行者　雫石　諒

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は、株式会社エスペレとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月十九日

神奈川県川崎市中原区木月二丁目一七番五号和助ビル二Ｆ

代表社員

カーペンター・ジョン・コーディ

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月十九日

石川県白山市山島台三丁目八七番地

合同会社Ｆｅｌｉｘ　ｏｒｉｓ

代表社員　中山　有化

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月十九日

大阪市浪速区日本橋東二丁目四番一一―三一四号　合同会社Ｂｅｎｅｄｉｃｔｉｏｎ

代表社員　髙岡　優貴

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月十九日

大分県豊後大野市緒方町天神一六〇一番地二　合同会社テリーズ

代表社員　山本　秀幸

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年五月一日であり、組織変更後の商号は株式会社フェアバンクスとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月十九日

沖縄県那覇市久茂地一丁目一番一号パレットくもじ九階　合同会社フェアバンクス

代表社員　屋宜　恵子（親泊　恵子）

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七千六百万円減少し一億円とすることにいたしました。

減少する資本金の額全額を資本準備金といたします。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊新聞陸奥新報

掲載の日付　令和八年三月十九日

掲載頁　四頁

令和八年三月十九日

青森県弘前市大字下白銀町二番地一号

株式会社陸奥新報社

代表取締役　成田　幸男

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億円減少し五千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.alc.co.jp/company/publicnotice/

令和八年三月十九日

東京都品川区北品川六丁目七番二九号

株式会社アルク

代表取締役　田中　伸明

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億九千九百九十八万六千八百八十八円減少し、減少額全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年三月九日

掲載頁　三頁

令和八年三月十九日

川崎市高津区久地二丁目一番二〇号

株式会社ＲＥＮＤＥＺ―ＶＯＵＳ

代表取締役　浅岡　亮太

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千二百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年三月十九日

大阪府東大阪市大**蓮**北二丁目六番一三号

東瀛画廊日本株式会社

代表取締役　古川　達美

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三百万円減少し六百万円とすることにいたしました。

ただし、同時にその他資本剰余金の資本組み入れにより増額いたしますので、効力発生日後の資本金の額は同日前を下回ることはありません。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年二月二十日

掲載頁　一五六頁（号外第三十六号）

令和八年三月十九日

広島県東広島市八本松町原七〇七三番地一

株式会社テクナサービス

代表取締役　岡田　一龍

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を四億一千九百九十四万二千九十九円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　千葉日報

掲載の日付　令和八年三月十一日

掲載頁　十七頁

令和八年三月十九日

宮城県本吉郡南三陸町志津川字林一〇八番地

株式会社渡辺海苔店

代表取締役　渡邊与志政

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、令和八年四月二十八日に当社が発行している新株予約権が行使された場合には、当該行使により増加する資本金及び資本準備金の額の同額を減少し、それぞれ一億円、〇円とすることにいたしました。

ただし、同時に株式の発行により増額いたしますので、効力発生日後の資本金及び資本準備金の額は同日前を下回ることはありません。

そのため、株主総会の決議を経ずに決定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年三月十九日

東京都板橋区板橋三丁目九番七号

株式会社タカキュー

代表取締役　伊藤　健治

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億八千九百九十九万九千五百四十二円、資本準備金の額を十億八千四百九十九万八千九百五十七円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年三月十九日

掲載頁　二頁

令和八年三月十九日

東京都渋谷区宇田川町一四番一三号

株式会社スムーズ

代表取締役　小泉　拓

基準日設定につき通知公告

当社は、二〇二六年四月三日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の株主をもって、二〇二六年四月十五日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

二〇二六年三月十九日

東京都千代田区内幸町二丁目二番一号

株式会社日本プレスセンター

代表取締役社長　中村　史郎

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年四月三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年三月十九日

山形県山形市中桜田三丁目九番一八号

山住設備株式会社

代表取締役　齋藤　洋也

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である北郷章夫が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

令和八年三月十九日

東京都文京区本郷三―三―一五プロックスビル　PRIMARY PROPERTIES.INC.

日本における代表者　北郷　章夫

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるトラベルポートジャパン株式会社が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月十九日

東京都千代田区大手町一丁目六番一号大手町ビルＳＰＡＣＥＳ大手町
トラベルポート・サービセズ・リミテッド
日本における代表者
トラベルポートジャパン株式会社
代表取締役　マーク・ミーハン

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である岩間俊之が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月十九日

大阪府大阪市淀川区西中島四―二―二六
天神第一ビル　ＡＬＴＯＵＲ　ＪＡＰＡＮ　ＬＰ
日本における代表者　岩間　俊之

定款変更につき通知公告及び株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、令和八年五月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき代表取締役の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年五月一日までに当社にご提出下さい。

令和八年三月十九日

兵庫県西宮市今津久寿川町六番一号
株式会社睦住建
代表取締役　廣岡　里美

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金三億八千九百八十万千八百八円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp/

令和八年三月十九日

東京都渋谷区恵比寿一丁目二〇番二号七〇四号室嶋本公認会計士事務所気付
ＧＪＣＦ４特定目的会社
取締役　嶋本　泰治

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金二億九千七百十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp/

令和八年三月十九日

東京都渋谷区恵比寿一丁目二〇番二号七〇四号室嶋本公認会計士事務所気付
ＧＪＣＦ７特定目的会社
取締役　嶋本　泰治

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金四億二千六百二十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp/

令和八年三月十九日

東京都渋谷区恵比寿一丁目二〇番二号七〇四号室嶋本公認会計士事務所気付
ＧＪＣＦ８特定目的会社
取締役　嶋本　泰治

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金三億二千九百二十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp/

令和八年三月十九日

東京都渋谷区恵比寿一丁目二〇番二号七〇四号室嶋本公認会計士事務所気付
ＧＪＣＦ９特定目的会社
取締役　嶋本　泰治

令和八年三月十九日

東京都渋谷区恵比寿一丁目二〇番二号七〇四号室嶋本公認会計士事務所気付
ＧＪＣＦ４特定目的会社
取締役　嶋本　泰治

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金二億九千七百十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp/

令和八年三月十九日

東京都渋谷区恵比寿一丁目二〇番二号七〇四号室嶋本公認会計士事務所気付
ＧＪＣＦ７特定目的会社
取締役　嶋本　泰治

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金四億二千六百二十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp/

令和八年三月十九日

東京都渋谷区恵比寿一丁目二〇番二号七〇四号室嶋本公認会計士事務所気付
ＧＪＣＦ８特定目的会社
取締役　嶋本　泰治

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金三億二千九百二十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp/

令和八年三月十九日

東京都渋谷区恵比寿一丁目二〇番二号七〇四号室嶋本公認会計士事務所気付
ＧＪＣＦ９特定目的会社
取締役　嶋本　泰治

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金四億七千七十万七千四百六十六円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp/

令和八年三月十九日

東京都渋谷区恵比寿一丁目二〇番二号七〇四号室嶋本公認会計士事務所気付
ＧＪＣＦ14特定目的会社
取締役　嶋本　泰治

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金四億三千二百八十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp/

令和八年三月十九日

東京都渋谷区恵比寿一丁目二〇番二号七〇四号室嶋本公認会計士事務所気付
ＧＪＣＦ16特定目的会社
取締役　嶋本　泰治

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金四億五百六十五万九千六百四十八円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp/

令和八年三月十九日

東京都渋谷区恵比寿一丁目二〇番二号七〇四号室嶋本公認会計士事務所気付
エムジージェイワン特定目的会社
取締役　嶋本　泰治

訂正公告

令和八年三月十三日（号外第五十二号）掲載の解散公告中、「代表清算人　板倉　健太」とあるは、「代表清算人　坂倉　健太」の誤りにつき訂正します。

令和八年三月十九日

千葉県勝浦市墨名六九七番地四外房アパート三〇一号室
ミレーニア株式会社
代表清算人　坂倉　健太

訂正公告

令和八年三月五日（号外第四十五号）掲載のｍａｃｏｓｇａｍｅ合同会社に係る解散公告中、「清算人　石井　一明」とあるは「清算人　シュウショウトウ」の誤りにつき訂正します。

令和八年三月十九日

扱　店

取消公告

令和七年六月三日（号外第一二二号）掲載の第一〇一期決算公告（枠組）、令和六年六月四日（号外第一三四号）掲載の第一〇〇期決算公告（枠組）、令和五年六月二日（号外第一一七号）掲載の第九十九期決算公告（枠組）、令和四年六月二日（号外第一一八号）掲載の第九十八期決算公告（枠組）は取消します。

令和八年三月十九日

長野県諏訪市大和三丁目三番五号
宮崎エプソン株式会社
代表取締役　小関　保

正　誤

ページ	段	行	誤	正
（原稿誤り）令和八年三月五日目次欄中				
一二	〃	〃	特定危険	特定抗争